

第2次山鹿市行政改革大綱

平成23年3月

山 鹿 市

目 次

I	行政改革大綱策定の趣旨	P 1
II	行政改革の必要性	P 2
III	行政改革の基本的な考え方	P 3
1	行政改革の基本項目	P 3
2	行政改革の視点	P 3
IV	行政改革の推進	P 4
1	大綱の推進期間と推進体制	P 4
2	大綱の進捗管理と公表	P 4
V	行政改革の具体的な取組	P 5
1	市民との協働推進と市民の利便性の向上	P 5
2	成果を重視した簡素で効率的な行政運営	P 7
3	組織機構と人事管理の見直し	P 10
■	用語の説明(本文中の*を付けた用語を説明しています)	P 12

I 行政改革大綱策定の趣旨

これまで本市では、平成18年度から平成22年度までを推進期間とした第1次山鹿市行政改革大綱（以下「第1次大綱」という。）を策定し、積極的に行政改革に取り組んできました。

この第1次大綱においては、「Ⅰ 市民の行政参加と協働」、「Ⅱ 簡素・効率的な行政運営」及び「Ⅲ 組織機構と人事管理の見直し」という3つの基本項目の下、15に上る改善項目を掲げ、全庁挙げて行政改革に取り組み、5年間の取組の中で一定の成果を挙げてきたところです。

こうした中、なお一層の行政改革を進めていくために、今回、第1次大綱を発展的継続していく形で第2次山鹿市行政改革大綱（以下「第2次大綱」という。）を策定しました。

策定に当たっては、第1次大綱の中で取り組んできた改善項目のうち、未だ改善の途上にある項目については、引き続きこの第2次大綱においても取り組んでいくこととしております。

更には、第1次大綱の策定時と比べて本市を取り巻く社会経済環境も変化していることから、こうした環境変化を踏まえたうえで、改善項目として追加すべきと判断したものについては、適宜、新たな項目として第2次大綱に掲載したところです。

この第2次大綱に基づき、職員一人ひとりが強い自覚と責任感をもって、組織全体として緊張感・危機感をしっかりと共有しながら、本市が目指すべき都市像である「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」*の実現に向け、第2次の行政改革に取り組んでいくこととしております。

Ⅱ 行政改革の必要性

国・地方の債務残高が先進国で類を見ないほど累増し、一層深刻さを増している中、高齢化の進行による社会保障関係費の増大や景気低迷に伴う税収減など、地方公共団体を取り巻く環境には、依然、厳しいものがあります。

こうした中、国は、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための分権改革*を進めているところです。

一方、本市の状況に目を向けると、第2次大綱の推進期間中（平成23年度から平成27年度）には、合併後10年間にわたって措置されてきた普通交付税額の算定の特例（ただし激変緩和措置を除く。）*や合併特例債*の発行といった、合併による財政措置が終了します。

また、新たな庁舎が完成し、市民サービスの向上を図るために総合窓口制度*を導入しワンストップサービス*を開始するなど、その仕事の進め方も変わってきます。

本市としては、厳しい財政状況の中、分権改革やこうした本市を取り巻く状況の変化に的確に対応していく必要があります。

そのためには、行政としての守備範囲を見定めて市民との協働を進めながら、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、成果を重視した簡素で効率的な行政運営を行っていくとともに、これを持続可能なものとしていくために一層の行政改革を進めていく必要があります。

Ⅲ 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の基本項目

次の3つを取組の基本的な柱として掲げ、第2次の行政改革に取り組んでいくこととします。

- (1) 市民との協働推進と市民の利便性の向上
- (2) 成果を重視した簡素で効率的な行政運営
- (3) 組織機構と人事管理の見直し

2 行政改革の視点

(1) 市民の目線からの取組

高度化・多様化する行政ニーズを的確に捉え、市民にとって満足度の高いサービスが提供できるよう、安易に先例に頼らず、また組織の枠組に捉われることなく、市民の目線に立って取り組んでいきます。

(2) スピード感とコスト意識の徹底

社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対してスピード感を持って取り組むとともに、限りある行政の資源を有効活用する観点から、人件費を含めたコスト意識について徹底を図ります。

(3) 成果重視

取組に当たっては、目標を設定し、毎年度、その進捗管理を行うなど、成果を重視していきます。

(4) 透明性の確保と説明責任の徹底

第2次大綱の進捗状況等について広報誌や市のホームページ等を通じて市民に分かりやすい形で公表するなど、透明性の確保と説明責任の徹底を図ります。

IV 行政改革の推進

1 大綱の推進期間と推進体制

第2次大綱の推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、山鹿市行政改革推進本部*を中心に行政改革に取り組んでいくこととします。

2 大綱の進捗管理と公表

(1) 実施計画書の策定

第2次大綱において取り組む改善項目をとりまとめた実施計画書を作成し、ここに掲載した改善項目のうち、可能な項目については具体的な成果指標*や目標値を掲げ、PDCAサイクル*による進捗管理を行っていきます。

(2) 所要の見直し

第2次大綱の推進期間中に、状況の変化等によりこの大綱（実施計画書を含む。）について追加又は変更の必要が生じたときには、所要の見直しを行っていきます。

(3) 市民への公表

第2次大綱の進捗状況等については、広報誌や市のホームページ等を通じて適時適切に市民に分かりやすい形で公表していきます。

V 行政改革の具体的な取組

1 市民との協働推進と市民の利便性の向上

社会経済情勢や価値観の変化に伴い、市民ニーズも高度化・多様化しています。

この市民ニーズには様々なものがあり、行政でなければ対応できないものから、地域住民や市民団体、さらにはNPO*や企業で対応できるものまで、その内容は実に多様です。

こうしたニーズに対して、厳しい財政状況の中、行政で全てを対応するというのは質的にも量的にも限界があります。

また一方で、地域住民や市民団体、NPOなどといった多様な主体が協働のパートナーとして参画することで、公共的なサービスの供給形態を多様化することができ、また供給能力も行政のみによるときより、はるかに高くなります。

加えて、地域の課題を市民などが協力して解決していく力、いわば「地域力」の向上にもつながるものと期待されます。

こうしたことから、第1次大綱下においても市民との協働を進めてきましたが、第2次大綱下でも、市民と行政の協働体制の更なる充実・強化に取り組んでいきます。

また、市民の利便性の向上を図る観点から、行政が提供するサービスについて見直しを行っていきます。

(1) 市民と行政の協働体制の充実・強化

① 地域ボランティア活動への支援

社会福祉協議会が運営するボランティアセンター*を継続的に支援するとともに、同センターや庁内の関係各課との連携を密にしながらボランティア活動に関する総合窓口機能の充実・強化を図っていきます。また、ボランティアセンターが行う、同センターの拠点となる場（ボランティアが気軽に寄れ、活動できる場）の確保に向けた取組について支援していきます。

② 自主防災組織*の結成促進と育成強化

「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、初期消火をはじめ避難誘導や応急手当等を行う自主防災活動の普及促進に取り組んでいきます。

③ 地域づくり自治活動支援

地域の課題解決に向けた計画策定から実践までを、地域住民が主体となって取り組むことが重要であり、併せて地域・団体・行政等がそれぞれの役割を分担し、知恵を出し合い共に考えながら、協働による積極的な活動を推進する必要があることから、行政区や校区等の単位で个性的な地域づくり事業に取り組む地域を積極的に支援していきます。

④ イベント・行事・大会等のあり方の検討

現在、市内各地で多くの催しが開催され、この催しの中には中身が類似しているものもあることから、市内の催し全体について、市の関わり方を含めて今後のあり方を整理していきます。ただし、催しについては、歴史、経緯、開催目的や地域性など様々な要因で成り立っており、市民や地域との繋がりも深いため、そのあり方については市民等への説明及び意見を得ながら十分な協議を重ね、慎重に進めていきます。

⑤ 審議会等委員への女性の登用率の向上

男女が互いに尊重し、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる社会づくりを目指して、山鹿市男女共同参画基本計画の中で具体的な目標値を掲げながら、審議会や委員会の委員への女性の登用率の向上について取り組んでいきます。

(2) 市民の利便性の向上

① 市税の納付環境の拡大

市民の利便性の向上に資するため、夜間、休日の収納窓口を開設するとともに、平成22年度からは軽自動車税のコンビニ収納を開始し

ました。このコンビニ収納の利用状況などを分析・検証し、コンビニ店の設置状況等を踏まえ、市税全般のコンビニ収納を検討のうえ、更なる市民の利便性の向上に努めていきます。

2 成果を重視した簡素で効率的な行政運営

平成12年4月の地方分権一括法*の施行により、機関委任事務*が廃止され、自治事務と法定受託事務*が創設されるなど、拡大した自己決定・自己責任の下、高度化・多様化する行政ニーズへの対応能力がこれまで以上に強く求められるようになりました。

こうした地方分権の推進、さらには少子高齢化の進行や国・地方の厳しい財政状況など、市町村を取り巻く環境が大きく変化している中、住民に最も身近な基礎自治体*として、質の高い行政サービスを持続して提供していくため、平成17年1月に本市は1市4町で合併を行い、行財政基盤の充実・強化を図ったところです。

この合併以降、本市では、全庁挙げて不断の行政改革に取り組んできました。

こうした中、現在国は、「補完性の原則」*に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とし、その中でも、住民により身近な基礎自治体である市町村を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置づけて、さらなる分権改革を進めているところです。

この改革の中では、義務付け・枠付けの見直し*や権限移譲の更なる推進*、ひも付き補助金の一括交付金化への取組*などが行われる予定です。

こうした取組により、今後は、これまで以上に地方公共団体の自由度が拡大し、自主性や自立性が高まるものと思われ、特に、基礎自治体に求められる役割はますます増大するものと思われれます。

増大する役割に的確に対応していくためには、市民との協働を進めながら、最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、行政運営の合理化を図っていく必要があります。

このため、「民間にできることは民間に」といった考え方を基本に、民間活力をうまく活用していきながら、本市の施設運営についても更なる効率化に取り組んでいくとともに、情報化を更に進め、P D C Aサイクルによる施策等の進捗管理を確実に行うなど、成果を重視した簡素で効率的な行政運営を行っていきます。

(1) 成果重視の行政運営

① 行政評価*を活用した山鹿市総合計画*の進捗管理

平成23年度から山鹿市総合計画の後期基本計画がスタートします。これを機に後期基本計画に掲げる施策に対して目標を掲げ、この達成状況を把握する手段として行政評価を導入し、山鹿市総合計画の適切な進捗管理を行っていきます。

② 環境マネジメントシステム*への継続的な取組

環境マネジメントシステムの中で、行政活動における環境負荷削減等の目標を掲げ、目標の達成に向け事業を適切に執行し、その達成状況の点検・評価を踏まえた改善等を行うなど、P D C Aサイクルの実施を徹底していきます。

(2) 民間活力の積極的な活用

① 事務事業の検証を踏まえた民間委託等の推進

市民ニーズが高度化・多様化する中、分権改革の進展に伴う権限移譲などにより、これまで以上に本市の役割は大きくなることから、なお一層の簡素で効率的な行政運営が求められています。このため、行政の役割について改めて整理のうえ、民間委託などが可能な事務事業については、民間活力を活用していくこととします。

② 公の施設の管理における指定管理者制度*の活用

平成17年4月に、公の施設の指定管理者制度運用指針を策定し、平成18年4月から非公募による指定管理者制度を導入しました。更に平成21年4月に第二期の指定管理手続きを迎えた第三セクター*が

管理している施設等についても、運用指針に従い、公募制を原則に、指定管理者の指定を行いました。今後は、制度の導入が進んでいない施設についても、施設の設置目的等を再確認し、積極的に制度の導入を図っていきます。

(3) 効率的・効果的な施設運営

① 子育て支援サービスの充実に向けた公立保育園及び公立幼稚園の再編整備

今後も出生数の減少が続くと予想され、将来的にすべての保育園や幼稚園が安定した運営を維持できるか懸念されます。不安定な運営は保育の質の低下を招きかねないことから、山鹿市公立保育園再編整備計画に基づき、将来的に30名の児童確保が見込めない公立保育園を廃止していきます。また、公立幼稚園については、山鹿市乳幼児保育環境整備方針に基づき、統廃合を進めていきます。

② 望ましい教育環境の再編に向けた学校規模等の検討

小中学校の児童生徒数の減少等に伴う様々な課題を改善するために策定した山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画に沿って、学校の再編を進めていきます。また、再編と併せて校舎の建替えや耐震補強を行っていくとともに、学校ごとに適した学校給食方式*のあり方を検討のうえ給食施設の整備を遅延なく行っていきます。

(4) 第三セクターの経営改革と民営化

① 第三セクターの経営改革と民営化

第1次行政改革大綱の推進期間内に第三セクターのあり方を検証した結果、安定した一定水準の経営力の醸成を促しながら、将来方向性として、民営化を目指すこととし、その第一段階として、市職員の取締役就任を廃止したところです。第三セクターが公共性を備えた法人で、行政主体で設立した経緯を踏まえ、民営化による市の関与を終えるに当たっては、慎重を期すべきです。したがって、第2次行政改革大綱の推進期間においては、民営化後においても、安定した一定水準

の自立経営が見込めるだけの経営改善を促しながら、民営化に向けた取り組みを進めていきます。

(5) 情報化の推進

① 電子自治体*の更なる推進

厳しい財政状況下で、職員数の更なる削減も進む中、これまでと同様の行政サービスを提供し続けるためにも、情報インフラ*や各種システム、情報機器等について、これまで以上に効率的運用を図っていきます。

② 電子入札*の導入

公正で透明性の高い入札方式である電子入札について、平成23年度から、建設工事及び建設工事に係る設計業務等の入札に関して、年間の発注割合の高い市内業者への発注分から試験的に導入し、平成24年度末までの2年間をかけて、市内業者発注分全てに導入していきます。

3 組織機構と人事管理の見直し

新庁舎建設後の組織についてスリム化・効率化に向けた見直しを行っていくとともに、これを機に、市民ニーズに対してこれまで以上に迅速かつ柔軟に対応できる簡素で効率的な組織に再編していきます。

また、これまで第1次山鹿市定員適正化計画に基づき定員管理に取り組んできましたが、計画を上回る職員削減を行い、人件費の抑制を図ってきたところです。

しかしながら、厳しい財政状況の中であって、職員数は依然として類似団体の平均を上回っていることから、引き続き適正な定員管理を行っていきます。

更には、分権改革が進展する中、様々な地域の課題を的確に捉え、市民の期待に応えていくためには、職員一人ひとりが、全体の奉仕者としての

自覚と意欲を持って職務に取り組むとともに、職員の資質をより一層向上させて、持っている可能性や能力を最大限に引き出していくことが不可欠です。

このため、職員の意識改革と人材の育成に重点的に取り組んでいきます。

(1) 時代の変化に即応した組織機構の構築

① 新庁舎建設に併せた組織再編と人員配置

新庁舎建設については、合併特例債の期限である平成26年度を目途に事業を進めていますが、新庁舎建設後は、現在庁舎外部にある部署も本庁舎内に機能を一元化する方向で検討を行っています。このため、新庁舎建設後の組織のスリム化・効率化に向けた見直しを行っていくとともに、これを機に、市民ニーズに対してこれまで以上に迅速かつ柔軟に対応できる簡素で効率的な組織に再編していきます。また、本庁方式*に向けて、鹿北総合支所は市民センターとしての改修工事がすでに終了しましたが、他の各総合支所についても、順次進めていきます。

(2) 人事管理制度の適正化

① 定員管理の適正化

第2次山鹿市定員適正化計画に基づき、これを着実に実施することで、引き続き定員の適正化を図っていくとともに、定員管理の状況について適時適切に公表していきます。

② 職員の意識改革と人材育成

山鹿市人材育成基本方針に定める目指すべき職員像の実現に向けて、職員の意識改革を促す職場環境づくりを進めながら、職員の研修ニーズを踏まえた様々な研修を実施するとともに、県等との積極的な人事交流を行っていきます。また、個々の職員が持つ能力を最大限に発揮できるような職員配置や人事評価を行い、人材育成の観点に立った人事管理を行っていきます。

■ 用語の説明

P 1 * まほろば創生・人輝く温もりの都市^{まち}やまが

・山鹿市総合計画において定めた、本市が目指す将来都市像。

※ 豊かな自然と歴史資源を生かし、誰もが住みやすく、美しく、素晴らしい都市をつくり上げていきたいとの思いを「まほろば創生」という言葉で表している。また「人輝く都市」とは、市民一人ひとりが自立するとともに、行政、市民、団体等が、それぞれの役割を果たし、個性と活力に満ちた協働のまちづくりに取り組む姿を表し、「温もりの都市」とは、長い歴史に培われた伝統を大切にしながら、お互いを思いやる心の温もりと、温泉をはじめとする恵まれた環境や産業の発展による暮らしの温もりに満ちた都市の姿を表している。

P 2 * 分権改革

・ここでは、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、現在、政府が進めている改革のことをいう。

* 普通交付税額の算定の特例

・合併後の10ヶ年度は、合併しなかった場合に算定される普通交付税額を下回らないよう算定する制度。その後更に5ヶ年度については激変緩和措置として、この算定による増加額を段階的に縮減。

* 合併特例債

・合併後の10ヶ年度間に限り、合併した市町村が策定した建設計画に基づく建設事業や合併した市町村の振興のための基金積立に必要な経費に充てる地方債のこと。この合併特例債によって充当できるのは対象事業費の95%で、更にその元利償還金の70%が普通交付税として、国から合併した市町村に交付される。

* 総合窓口制度

・市民生活に密接にかかわる窓口を集約して業務を行う制度。

* ワンストップサービス

・一度の手続で、必要なことすべてが完了できるように設計されたサービス。

P 4 * 山鹿市行政改革推進本部

・本市の行政改革を推進していくため、平成17年4月に庁内に設置した、市長を本部長とした組織。

* 成果指標

- ・計画に掲げる将来像の実現に向けて、実際に行った活動や提供したサービスの結果、市民がどのような影響（効果）をどれだけ受けたかをあらわす指標。

* PDCAサイクル

- ・典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法。

P 5

* NPO

- ・Non Profit Organization の略語で、民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う組織や団体の総称。

* ボランティアセンター

- ・ボランティア活動に関する地域住民の理解や関心を深めたり、ボランティア活動を行いたい人と手助けがほしい人との橋渡しを行うとともに、ボランティアに関する相談や情報提供等を行う機関で、社会福祉協議会などに設置されている。

P 6

* 自主防災組織

- ・隣保共同の精神に基づいて作られるもので、自治会や町内会などを母体として組織化されたもの。地域住民の連帯的意識を通じて「自分たちの地域は自分たちの手で守ろう」という自発的意思から結成する防災組織。

P 7

* 地方分権一括法

- ・地方分権一括法とは、正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といい、地方分権を推進するために、475本の法律改正を一括形式で行うもので、平成11年7月8日に国会で成立、同年7月16日に公布、原則として、平成12年4月1日に施行された。
- ・この法律の施行により、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られた。

* 機関委任事務

- ・法律又はこれに基づく政令により、地方公共団体の長などに対して、国等から委任された事務。国が包括的・権力的な指揮監督権を持つことで、国と地方公共団体を上下・主従の関係に置いていたことや、責任の所在がはっきりしないこと、地方公共団体が住民ニーズを把握した主体的な行政が行いにくい等の指摘があった。

*** 自治事務と法定受託事務**

- ・自治事務とは、地方公共団体の処理する事務のうち法定受託事務を除いたもの。法律、政令により事務処理が義務付けられるものと法律・政令に基づかずに任意で行うもののいずれもある。原則として、国の関与は是正の要求まで。
- ・法定受託事務とは、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。必ず法律、政令により事務処理が義務付けられる。
- ・何れの事務も、平成12年4月の地方分権一括法の施行により地方自治法が改正され、導入された。

*** 基礎自治体**

- ・市町村のことをいう。なお、都道府県については広域自治体という。

*** 補完性の原則**

- ・住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、基礎自治体である市町村が広く事務事業を担い、基礎自治体が担えない事務事業は広域自治体である都道府県が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担っていくという考え。

*** 義務付け・枠付けの見直し**

- ・地方公共団体の自治事務について、国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在していることから、これを見直していくというもの。

*** 権限移譲の更なる推進**

- ・都道府県と市町村の間の事務配分を「補完性の原則」に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を住民に最も身近な基礎自治体である市町村に移譲していくというもの。

*** ひも付き補助金の一括交付金化への取組**

- ・国から地方公共団体へのひも付き補助金（国から地方公共団体に交付される補助金で、その使い道に制約があるもの）を廃止し、基本的に地方公共団体が自由に使える一括交付金にしていくというもの。

P 8

*** 行政評価**

- ・行政が行う政策・施策・事務事業について、有効性・必要性など市民の視点に立って点検・評価を行い、その結果を今後の政策等に反映させる行政改革のひとつの手法。

* 山鹿市総合計画

- ・本市における平成18年度から10年間の市政運営の基本指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなる。

* 環境マネジメントシステム

- ・企業や自治体などが、法令等の規制基準の遵守にとどまらず、自主的、積極的に環境保全に資する行動をとるため、環境保全に関する指針や目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況等を点検して指針などを見直す一連の手続。

* 指定管理者制度

- ・地方公共団体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（公の施設）を、民間事業者や団体等を指定して管理運営させる制度。

* 第三セクター

- ・民間セクター・公共セクターにつぐ第三のセクター、つまり官民共同出資による事業体のことをさす。

P 9

* 学校給食方式

- ・一般的には、学校内の敷地に調理場がある「自校方式」、複数の学校の給食を一括して調理し、給食時間までに配送する「給食センター方式（共同調理場方式ともいう）」、調理場を持つ自校方式の学校が調理場を持たない学校の給食調理も行う「親子方式」などがある。

P 10

* 電子自治体

- ・コンピュータやネットワークなどの情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするもの。

* 情報インフラ

- ・「インフラ」とは、基盤、下部構造などの意味。一般的には道路や上下水道などの社会基盤のことをいう。情報インフラといった場合、情報システム等を有効に機能させるために基盤として必要となる設備や制度などのこと。

* 電子入札

- ・国や地方公共団体が発注する公共工事の入札手続をインターネットを利用して行うこと。

P11

*** 本庁方式**

- ・市町村合併後の行政体制の一つ方式のこと。本庁方式では1ヵ所の庁舎に旧市町村の行政機構や組織を集約し、残りの庁舎は支所・出張所として窓口的な機能のみを持つこととなる。